

○農林水産省令第十一号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第二項及び第七項並びに第八条第二項及び第六項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第三項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）並びに第三十四条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣 吉川 貴盛

農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令

（農薬取締法施行規則の一部改正）

第一条 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(提出すべき資料)</p> <p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 生活環境動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の登録の申請)</p> <p>第十一条 法第七条第一項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名。第十九条第二項第一号において同じ。)及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(再評価の実施期間)</p> <p>第十三条 法第八条第二項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期間は、十五年とする。</p> <p>(生産及び輸入数量等の報告義務)</p> <p>第十八条 農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した</p>	<p>(提出すべき資料)</p> <p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める資料は、次に掲げる資料とする。ただし、当該申請に係る農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。</p> <p>一 八 (略)</p> <p>九 水産動植物及び家畜に対する影響に関する試験成績</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(変更の登録の申請)</p> <p>第十一条 法第七条第一項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 氏名(法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 4 (略)</p> <p>(再評価の実施期間)</p> <p>第十三条 法第八条第二項(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める期間は、概ね十五年とする。</p> <p>(生産及び輸入数量等の報告義務)</p> <p>第十八条 農薬の製造者又は輸入者は、毎年十月十日までに、農薬の種類ごとに、その年の前年の十月からその年の九月までの期間における製造又は輸入数量、譲渡数量等及び当該期間に把握した</p>

当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告)

第十九条 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 農薬等を集取した製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者又は農薬原体を製造する者その他の関係者（次号において「製造者等」という。）の氏名（法人（農薬原体を製造する法人を除く。）の場合にあつてはその名称及び代表者の氏名、農薬原体を製造する法人の場合にあつてはその名称。同号において同じ。）及び住所、農薬等を集取した日時及び場所、集取した農薬等の種類、名称及び量並びに集取した農薬等の検査の内容及び結果

二 (略)

2 (略)

(登録外国製造業者の通知手続)

第二十二条 法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変

当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十四号により農林水産大臣に報告しなければならない。

(報告)

第十九条 法第三十条第三項（法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、遅滞なく、農薬又はその原料（以下「農薬等」という。）を集取した場合にあつては第一号に掲げる事項を、立入検査をした場合にあつては第二号に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 農薬等を集取した製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者（次号において「製造者等」という。）の氏名及び住所、農薬等を集取した日時及び場所、集取した農薬等の種類、名称及び量並びに集取した農薬等の検査の内容及び結果

二 (略)

2 (略)

(登録外国製造業者の通知手続)

第二十二条 法第三十四条第四項の規定による国内管理人への通知は、毎年十月二十日までに、同条第一項の登録に係る農薬の種類別に、その年の前年の十月からその年の九月までの期間におけるその製造数量及び譲渡先別譲渡数量（本邦に輸出されるものに限る。）並びに当該期間に把握した当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報、これらに対する影響に関する研究報告、外国における当該農薬の登録の変

更、取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならぬ。

様式第1号 (第1条関係)

記

- 1～5 (略)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
- 7 農薬の使用上の注意事項 (8に掲げる事項を除く。)
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
- 9 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10～18 (略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。  
一～七 (略)

取消し又は失効に相当するものに関する情報その他の当該農薬の安全性に関する情報を、別記様式第十七号によりしなければならぬ。

様式第1号 (第1条関係)

記

- 1～5 (略)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10～18 (略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。  
一～七 (略)

様式第 12 号 (第 12 条関係)

記

- 1～5 (略)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限
- 7 農薬の使用上の注意事項 (8 に掲げる事項を除く。)
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨、使用に際して講ずべき被害防止方法及び解毒方法
- 9 生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10～18 (略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲、使用方法及び使用期限」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。  
一～七 (略)

様式第 14 号 (第 18 条関係)

2 農薬の安全性に関する情報

(略)	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物に対する影響に関する研究報告	
(略)	

様式第 12 号 (第 12 条関係)

記

- 1～5 (略)
- 6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法
- 7 農薬の使用上の注意事項
- 8 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 9 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 10～18 (略)

備考

- 1～3 (略)
- 4 「6 農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法」の使用方法は、適用農作物等の種類ごとに、次に掲げる事項を記載すること。  
一～七 (略)

様式第 14 号 (第 18 条関係)

2 農薬の安全性に関する情報

(略)	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農薬の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
(略)	

様式第 17号 (第 22 条関係)

2 農業の安全性に関する情報	
(略)	
当該農業の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物への害の発生に関する情報	
当該農業の使用による農作物等、人畜又は生活環境動植物に対する影響に関する研究報告	
(略)	

様式第 17号 (第 22 条関係)

2 農業の安全性に関する情報	
(略)	
当該農業の使用による農作物等、人畜又は水産動植物への害の発生に関する情報	
当該農業の使用による農作物等、人畜又は水産動植物に対する影響に関する研究報告	
(略)	

(特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部改正)

第二条 特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令（平成三十年農林水産省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。



改正後	改正前
<p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則第二条第一項第二号に掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験成績を除く。）</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 規則第二条第一項第九号に掲げる試験成績のうち、生活環境動植物及び家畜（蜜蜂に限る。）への影響に関するもの（蜜蜂の蜂群への影響評価試験に関するものを除く。）</p> <p>九 （略）</p>	<p>第二条 法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則第二条第一項第二号に掲げる試験成績のうち、有効成分の物理的・化学的性状（色調、形状及び臭気を除く。）に関するもの</p> <p>三 七 （略）</p> <p>八 規則第二条第一項第九号に掲げる試験成績のうち、水産動植物への影響に関するもの</p> <p>九 （略）</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第一条中農薬取締法施行規則第十一条第一項第一号、第十三条及び第十九条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この省令の施行前に開始した試験の試験成績については、第二条の規定による改正後の特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。